

権座・水郷を守り育てる会 会則

(名称)

第1条 この会は、権座・水郷を守り育てる会（略称：権座の会）と称す。

(組織)

第2条 この会は、権座・水郷を守り育てる会の目的に賛同する会員で組織する。

(目的)

第3条 この会は、特徴ある原風景である近江八幡市白王町字権座の水郷風景を、先人に感謝しながら、私たちの世代が守り育て、次の世代に引継いでいくことを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 文化的景観「権座・水郷」の保全と活用に関する事業
(2) 研修会及び研究発表会の開催
(3) 資料の収集及び調査研究
(4) 関係団体との連携
(5) その他、この会の目的達成に必要なこと

(事務所)

第5条 この会の事務所は、近江八幡市白王町 1652-2 営農組合事務所内に置く。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 理事 数名
(4) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、役員会において互選する。
2 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。

(会費)

第9条 この会の会員は、金 1,000 円の入会費および金 1,000 円の年会費を納入するものとする。ただし、特に必要がある場合においては、役員会の議を得て別途臨時に会費を徴収することができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
(1) 総会は年1回開催する。
(2) 役員会は必要に応じ随時開催する。
(3) 会議は全て会長が召集する。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
2 この会が得た収入は、本会の運営および第4条に定めた事業のために使用する。

(個人情報の保護)

第12条 この会の会員情報は事務局が厳重に管理し、事務・連絡以外の用途には使用しない。

第13条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は、平成21年1月1日から施行する。